

小美玉市議会 文教福祉常任委員会審査記録

招集年月日	平成29年3月16日(木)	午前10時開会
会場場所	議会委員会室	
出席委員	岩本好夫、谷仲和雄、小川賢治、幡谷好文、植木弘子、木村喜一	
欠席委員	笹目雄一	
会議事件の 説明員職氏名	林利家副市長、加瀬博正教育長、長谷川正典教育部長、石田進指導室長、菅谷清美学校教育課長補佐、戸塚泰彦学校教育課長補佐、藤井智則学校教育課長補佐、中村均施設整備課長、中村哲也生涯学習課長、金谷和一スポーツ振興課長、真家厚学校給食課長、田中正志保健衛生部長、服部和志医療保険課長、原美恵子健康増進課長、成井修也福祉部長、亀山一福祉事務所小川支所長、信戸伊美子社会福祉課長、藤田誠一子ども福祉課長、磯敏弘介護福祉課長、植田みのり福祉事務所美野里支所長	
職務出席者の職氏名	書記 須賀田千恵子	
付託事件	<p>(1) 議案第8号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>(2) 議案第10号 小美玉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>(3) 議案第11号 旧美野里町障害者住宅整備資金貸付条例の規則に基づく貸付資金経過措置に関する条例を廃止する条例について</p> <p>(4) 議案第12号 平成28年度小美玉市一般会計補正予算(第8号)</p> <p>(5) 議案第13号 平成28年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)</p> <p>(6) 議案第14号 平成28年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)</p> <p>(7) 議案第19号 平成28年度小美玉市介護保険特別会計補正予算(第3号)</p>	
会議 (発言等の要旨)	<b>開会 午前 9時58分</b>	
谷仲副委員長	皆様おはようございます。 ただいまより平成29年第1回定例会文教福祉常任委員会を開会いたします。 委員長挨拶、岩本委員長よりご挨拶申し上げます。	
岩本委員長	おはようございます。 まずもって、予算特別委員会お疲れ様でございました。本定例会で文教福祉常任委員会に付託されています議案を審査いたします。予算特別委員会が終わりましたが、今日付託されて案件も4月から新年度スタートするためには大変重要な議案でございます。議員の皆様におかれましては慎重審議をお願いします。執行部の皆様におかれましては丁寧なご説明をお願いいたします。午後からは、小川高校の跡地が完成したようなので視察のほうと小川のB&Gが大規模な改修をするということでその事前の審査ということで現地視察が入っています。1日よろしく願いいたします。	
谷仲副委員長	続きまして、議長挨拶、市村議長よりご挨拶がございます。	
市村議長	それでは、おはようございます。 2日から開会いたしまして長きにわたっての本議会は予算の議会ですので大変ご苦労様でございます。 今日はまた文教福祉の常任委員会ということで、朝早くからご参集いただきま	

	<p>して誠にご苦勞様でございます。私は、常日頃から「まちづくりは人づくり」ということで申し上げております。まさにその要を担う委員会だと思っておりますので、今日は1日よろしくお願ひしたいと思います。大変ご苦勞様でございます。</p>
谷仲副委員長	<p>続きまして、執行部を代表いたしまして林副市長お願ひいたします。</p>
林副市長	<p>改めまして、皆さんおはようございます。  本日は文教福祉常任委員会ということで、朝早くからお集まりいただきまして誠にありがとうございます。今週は予算特別委員会ということで2日間ご苦勞様ございました。また、全議案可決いただきましてありがとうございます。  本日は文教福祉常任委員会ということで、昨日とは打って変わって素晴らしい天気のもとで春が近づいてきたのかな、本格的に暖かくなってきたのかなということで三寒四温と言いますけれども少しずつ暖かな季節になってきたと思います。本日は執行部から提出しました議案7件、慎重審議をしていただきながら原案とお可決いただければありがたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思います。また、委員長からもございましたように午後には新しい小川南中学校を皆さんに見ていただくということで新しい校舎の方も見ていただければと思いますのでよろしくお願ひします。本日はよろしくお願ひします。お世話になります。</p>
谷仲副委員長	<p>それでは議事に移ります。進行のほうは岩本委員長のほう進めて参ります。。</p>
<p><b>議案第 8号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について</b></p>	
岩本委員長	<p>それでは議事に入ります。  本日の議題は、3月10日に付託された議案審査付託表のとおりであります。  まず、議案第8号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。執行部より説明を求めます。</p>
長谷川教育部長	<p>おはようございます。  それでは、議案第8号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。本案は小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。  提案理由といたしましては、小美玉市学校運営協議会委員の報酬額を定めるにあたり関係規定を整備するため、この案を提出するものであります。この小美玉市学校運営協議会委員につきましては、新年度予算でご審議いただきましたようにコミュニティ・スクールという名称を用いております。正式には小美玉市学校運営協議会委員というものとコミュニティ・スクールは同じものと考えていただきたいと思います。  それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表の現行であります教育振興基本計画審議会委員の下に小美玉市学校運営協議会委員、報酬額として日額5,000円ということで追加という内容になります。  なお、この学校運営協議会委員は、平成29年度に小川北中学校に新たに設置して地域住民と学校との信頼関係が深まることにより地域に開かれ地域が栄え信頼される学校となるための運営を図るということでこの委員会が設置されるということになります。以上説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>

岩本委員長	<p>以上で説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑は挙手によってこれを許します。</p>
谷仲副委員長	<p>1点質問をさせていただきます。着座で失礼いたします。 先ほどご説明いただきました学校運営協議会、コミュニティ・スクールというところと同じであるということです。小川北中学校導入、小川北中学校を平成29年度からということからで学校と地域の信頼関係の構築と伺っております。コミュニティ・スクールは野田小学校のほうはもう既に導入されていると思いますが、ここのところでコミュニティ・スクールを運営していくに当たり野田小学校の事例等を踏まえてもう少しの具体的な説明と、もう1点コミュニティ・スクールを運営していくに当たりまして相互の信頼関係ということなんですが、あくまでも主体性は学校の校長先生が運営に当たっていくのかと私個人は捉えております。その運営に当たっての主体性というところ、表現として適切かどうか、ちょっと何とも言えませんが具体的な詳細とその運営に当たっての主体性というところで教育委員会でのどのようなスタンスで捉えているかということをお訪ねしたいと思います。</p>
石田指導室長	<p>ただいまのご質問についてお答えいたします。野田小学校につきましては、先ほどございましたとおり平成23年度に指定、北中につきましては来年度29年度に指定ということで実質的な動きが始まっております。主体は学校運営協議会という組織がありまして、これにつきましては野田小学校それから小川北中共に15名で編成されております。その15名の内訳ですが、実際には10名がその地域の方、そこに学校関係者、それから市教委からの指導室から入ります。今年度は私も野田小学校の学校運営協議会の一員として一緒に活動させていただきました。正式な会合につきましては、年間約3回から4回ですね、集まりまして学校からの教育活動の報告あるいは教育計画の提案。それにつきまして、地域の方からさまざまなご意見をいただきながらよりよい学校運営を進めていくというシステムで進んでおります。主体は、目的は当然学校の教育力の向上ですので、学校に取りましてのメリットとしましては地域の教育力を学校教育の中に取り込む窓口として非常に有効であること。また地域の方の声を直接吸い上げることができるという意味では非常に効果が上がっていると感じております。</p> <p>また、学校を運営していくに当たりましてさまざまな形で学校教育の中に地域の方の力をお借りして行事であったりあるいは学習指導・生徒指導を含めましてなかなか学校だけでは支えられない部分につきまして大きな力をお借りすることができているということが野田小の現状からうかがえるところです。北中におきましても野田小のベースがございますのでそれを基にして中学校には中学校のニーズがでてくると思いますのでよりよい学校運営のためにコミュニティ・スクール事業を活用していきたいと考えております。</p> <p>また、教育委員会といたしましても指導室のほうが窓口になりましてこの運営にはメンバーとして入りまして積極的に関わっているところでございます。以上です。</p>
谷仲副委員長	<p>ありがとうございました。</p>
岩本委員長	<p>ほか。</p>
各委員	<p>〔「なし」と呼ぶ声あり〕</p>
岩本委員長	<p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。 次に、討論に入ります。</p>

	討論はございますか。
各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
岩本委員長	<p>ないようですので、討論を終結します。 これより採決に入ります。</p> <p>議案第8号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。 お諮りいたします。 本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕
岩本委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
<b>議案第10号 小美玉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について</b>	
岩本委員長	続いて、議案第10号 小美玉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。 執行部より説明を求めます。
服部医療保険課長	<p>それでは議案第10号について説明いたします。</p> <p>小美玉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>提案理由ですが、重要な資産の取得及び処分について、地方公営企業法及び施行令の基準に沿った規定に改正する必要があるため、この案を提出するものです。</p> <p>3枚目の新旧対照表をお開き下さい。</p> <p>改正の内容ですが、第4条の重要な資産の取得及び処分については、現行では地方公営企業法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格700万円以上となっております。</p> <p>これは、地方公営企業法施行令第26条の3の規定で、町村に係る金額であります。</p> <p>今回、これを施行令の規定の市の基準である2,000万円以上に改めるものです。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願いたします。</p>
岩本委員長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑は挙手によってこれを許します。</p>
小川委員	それではお尋ねをいたします。地方公営企業法及び施行令の基準ということで現在までは町村の規定が700万円ということで市の場合は2,000万円というご答弁いただきましたが、この2,000万円の計算根拠っていうんですか計算方法がどのようになっているかご答弁よろしくお願いたします。
服部医療保険課長	ただいまのご質問、2,000万円の計算の基準・根拠のご質問でございますが地方公営企業法の施行令ということで説明させていただきました。この中で都道府県が7,000万円以上、指定都市が4,000万円以上、指定都市を除く市が2,000万円以上、町村が700万円以上という基準になっておりますので、今回はこの中の指定都市を除く市ということで2,000万円以上という基準に沿って条例の改正をさせていただくものですのでよろしくお願いたします。

小川委員	わかりました。国それから都道府県ですか、政令都市が上げられていて、それ以外は2,000万円だということなんですが、そういった計算基準といったものは県も市もこうこうこういうわけだから2,000万円だよとあれば4,000万円だよという基準はないんですかね。法律で定められているだけで。
服部医療保険課長	ただいま委員のおっしゃるとおり法律施行令に基づく金額になっているものですので、特にこれについては施行令に基づくものになっております。
小川委員	了解しました。
岩本委員長	ほかに質疑はございますか。
各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
岩本委員長	ないようですので、以上で質疑を終結いたします。 次に、討論に入ります。 討論はございますか。
各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
岩本委員長	ないようですので、以上で討論を終結いたします。 これより採決に入ります。 議案第10号小美玉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。 お諮りいたします。 本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
各委員	〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕
岩本委員長	異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
<b>議案第11号 旧美野里町障害者住宅整備資金貸付条例の規則に基づく貸付資金経過措置に関する 条 例を廃止する条例について</b>	
岩本委員長	続いて、議案第11号 旧美野里町障害者住宅整備資金貸付条例の規則に基づく貸付資金経過措置に関する条例を廃止する条例について議題といたします。 執行部より説明を求めます。
信戸社会福祉課長	議案第11号旧美野里町障害者住宅設備資金貸付条例の規定に基づく貸付資金の経過措置に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。 旧美野里町障害者住宅整備資金貸付条例の規定に基づく貸付資金の経過措置に関する条例を廃止する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるところでございます。提案理由といたしましては、合併前の美野里町障害者住宅整備資金貸付条例に基づく貸付資金の償還に関する経過措置を行ってきたもので、当該債務者の償還完了に伴い本条例を廃止するため、この案を提出するものでございます。 次ページをお願いいたします。 旧美野里町障害者住宅整備資金貸付条例の規定に基づき貸付資金の経過措置に関する条例を廃止する条例。旧美野里町障害者住宅整備資金貸付条例の規定に基づく貸付資金の経過措置に関する条例は廃止する。

	附則この条例は、公布の日から施行する。以上で説明を終わります。
岩本委員長	以上で説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑は挙手によってこれを許します。
各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
岩本委員長	ないようですので、以上で質疑を終結いたします。 次に、討論に入ります。 討論はございますか。
各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
岩本委員長	ないようですので、以上で討論を終結いたします。 これより採決に入ります。 議案第11号 旧美野里町障害者住宅整備資金貸付条例の規則に基づく貸付資金経過措置に関する条例を廃止する条例についてを採決いたします。 お諮りいたします。 本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
各委員	〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕
岩本委員長	異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
<b>議案第12号 平成28年度小美玉市一般会計補正予算（第8号）</b>	
岩本委員長	続いて、議案第12号 平成28年度小美玉市一般会計補正予算（第8号）のうち、文教福祉常任委員会所管事項について議題といたします。執行部より説明を求めます。
原健康増進課長	それでは、議案第12号 平成28年度小美玉市一般会計補正予算（第8号）文教福祉常任委員会 所管事項についてご説明いたします。 はじめに歳入からご説明いたします。9ページをお開きください。 下から二つ目の表 14款使用料及び手数料、1項使用料、2目衛生使用料、1節衛生使用料、小美玉温泉ことぶき使用料に関しましては、205万1,000円の補正増をお願いするものでございます。これは本年度見込よりことぶき利用者が増えたことによるものでございます。
藤田子ども福祉課長	続きまして、10ページをご覧願います。 上から2つ目、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金で、決算見込額の確定に伴い総額4,589万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。 内訳でございますが、児童扶養手当負担金327万6,000円、児童福祉施設入所措置費国庫負担金25万4,000円、子どものための教育・保育給付費負担金4,236万7,000円の減でございます。
服部医療保険課長	続きまして、4節国民健康保険事業費負担金、保険基盤安定負担金82万2,000円の補正減でございます。こちらは、国保加入者で低所得者に対する保険税軽減分の補填として国庫の負担金減額によるものでございます。
藤田子ども福祉課長	次に、下の段、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補

	<p>助金で、決算見込額の確定に伴い総額 676 万 9,000 円の減額補正をお願いするものでございます。</p> <p>内訳でございますが、高等職業訓練促進事業費補助金 234 万 1,000 円、子ども・子育て支援交付金 385 万 4,000 円、保育対策総合支援事業費補助金 15 万 4,000 円、保育所等整備交付金 42 万円の減でございます。</p>
信戸社会福祉課長	次に、4 節社会福祉費補助金で、臨時福祉給付金事業確定に伴い、1,800 万円の補正減をお願いするものでございます。
原健康増進課長	次に、同じく 3 目 衛生費国庫補助金、1 節衛生費補助金 感染症予防事業等補助金に関しましては、57 万 8,000 円の補正減をお願いするものでございます。
中村施設整備課長	<p>続きまして、11 ページをご覧ください。</p> <p>15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、7 目教育費国庫補助金、3 節中学校費補助金の「防衛施設周辺防音事業補助金」は、4,039 万 4,000 円の補正増をお願いするものであります。これは、旧小川高校改修工事及び同工事監理費の事業費決定に伴うものでございます。</p>
藤田子ども福祉課長	<p>上から 2 つ目、16 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金、2 節児童福祉費負担金で、決算見込額の確定に伴い総額 2,131 万円の減額補正をお願いするものでございます。</p> <p>内訳でございますが、児童福祉施設入所措置費県負担金 12 万 7,000 円、子どものための教育・保育給付費負担金 2,118 万 3,000 円の減でございます。</p>
服部医療保険課長	同じく、4 節国民健康保険事業費負担金、保険基盤安定負担金 236 万 1,000 円の補正減でございます。先ほどの国庫負担金同様に、国保加入者で低所得者に対する保険税軽減分の補填として県の負担金減額によるものでございます。
信戸社会福祉課長	次に、下から二つ目の表 16 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金、1 節社会福祉費補助金で、応急仮設住宅対策経費確定に伴い、災害救助費繰替支弁費交付金 161 万 7,000 円の補正減をお願いするものでございます。
服部医療保険課長	同じく 2 目民生費県補助金、4 節医療福祉費補助金 375 万 6,000 円の補正増でございます。こちらは、マル福対象経費に係る県補助金を増額するものでございます。
藤田子ども福祉課長	<p>次に、5 節児童福祉費補助金で、総額 95 万 8,000 円の減額補正をお願いするものでございます。</p> <p>内訳でございますが、すこやか保育応援事業補助金につきましては、事業の廃止に伴いまして 126 万円の減でございます。また、子ども・子育て支援交付金、民間保育所等乳児等保育事業補助金につきましては、決算見込額の確定に伴い、それぞれ 385 万 4,000 円の減、50 万 5,000 円の増でございます。</p> <p>なお、多子世帯保育料軽減事業費補助金につきましては、廃止されたすこやか保育応援事業補助金に代わる新たな事業としまして 365 万 1,000 円の増となります。</p>
原健康増進課長	次に、3 目 衛生費県補助金 1 節保健衛生費補助金 健康増進事業補助金に関しましては県交付決定に伴い 46 万 9,000 円の補正増をお願いするものでございます。
戸塚学校教育課長補	次に、8 目 教育費県補助金、1 節 教育総務費補助金の「放課後子ども教室

佐	推進事業補助金」につきましては、13万2,000円の補正減であります。補正の理由につきましては、全市町村、一律的な減額に伴うものでございます。
金谷スポーツ振興課長	<p>続きまして、12ページをお開き願います。</p> <p>18款寄附金、1項寄附金、3目教育寄附金、1節保健体育費寄附金の、保健体育に関する寄附金で、28万9,000円の補正増をお願いするものであります。昨年11月に太平洋クラブ美野里コースで開催されました「TOTOジャパンクラシック大会事務局」よりチャリティフォトの寄附金でございまして、体力づくり基金に積立をするものでございます。</p>
中村生涯学習課長	<p>続きまして、19款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、1節基金繰入金のうち、上から5行目、「地区集会施設維持管理基金繰入金」として273万1,000円の補正増をお願いするものであります。これは百里基地周辺地区公民館の修繕等の補助金に充当するものと、電気代等の管理費に財源を入れ替えるため、地区集会施設維持管理基金から繰入するものでございます。</p>
金谷スポーツ振興課長	<p>その3行下、「体力づくり基金繰入金」は、35万5,000円の補正増をお願いするものであります。これは、全国大会等に出場した方々に対する補助金に充当するものでございます。</p>
藤井学校教育課長補佐	<p>さらに、一番下の行、「教育活動支援基金繰入金」は、1,462万円の補正減であります。これは、小学校費・中学校費の教育活動振興経費に充当する財源の一部を、基金繰入金から一般財源に変更するものでございます。</p>
原健康増進課長	<p>上から二目の表をご覧ください。21款諸収入5項雑入3目納付金1節納付金健康診査納付金に関しましては、8万5,000円の補正減をお願いするものでございます。これは、当初健診見込人数より検診受診者が下回ったことによるものでございます。</p>
藤田子ども福祉課長	<p>次に、5目雑入、3節雑入で、総額528万4,000円の減額補正のうち、説明欄上から4つ目、児童手当返納金2万9,000円と上から6つ目、児童扶養手当返納金6万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。</p> <p>次に、6目過年度収入、1節過年度収入で、前年度国庫負担金の確定に伴い総額593万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。</p> <p>内訳でございますが、児童手当国庫負担金108万8,000円、生活保護費国庫負担金466万3,000円、児童扶養手当国庫負担金16万2,000円、特別障害者手当等国庫負担金1万9,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>続きまして、歳出についてご説明いたします。</p> <p>18ページをご覧ください。</p> <p>2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、コード3結婚推進事業で、決算見込額の確定に伴い総額25万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。</p>
信戸社会福祉課長	<p>恐れ入りますが、25ページをお開き願います。</p> <p>3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費総額で4,487万3,000円の補正増をお願いするものでございます。補正の内訳でございますが、コード1及びコード2の社会福祉事務に要する職員給与費併せて、236万9,000円の補正減をお願いするものでございますが、職員給与費につきましては説明を省略させていただきます。次に、コード3社会福祉事務費において、過年度事業確定に伴う国庫補助等返納金154万2,000円の補正増をお願いするものでございます。</p>



服部医療保険課長	<p>続きまして説明欄6の国民健康保険特別会計繰出金637万円の補正増です。 国民健康保険特別会計繰出金7,968万8,000円の補正増、保険基盤安定繰出金424万4,000円の補正減、白河診療所繰出金1,174万4,000円の補正減です。</p>
信戸社会福祉課長	<p>コード8 臨時福祉給付金事業において、事業確定に伴い1,800万円の補正減をお願いするものでございます。</p>
磯介護福祉課長	<p>26ページをお開きください。 3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢者福祉費ですが、総額で956万7,000円の補正減をお願いするものでございます。 補正の内容は、「コード1:職員給与費」については事業確定に伴い30万6,000円の補正減でございます。詳細につきましては省略させていただきます。 「コード4:敬老会事業」については、敬老会実施地区への助成金が確定したことにより、65万7,000円の補正減をお願いするものでございます。 「コード6:元気わくわく支援事業」については、ひとり暮らし老人「愛の定期便」事業の利用者増に伴い、17万5,000円の補正増をお願いするものでございます。 「コード13:介護保険特別会計繰出金」につきましては、877万9,000円の補正減をお願いするものでございます。 介護福祉課所管の補正予算につきましては以上です。</p>
服部医療保険課長	<p>続きまして、4目国民年金事務費につきましては、職員給与費ですので説明を割愛させていただきます。 次の、5目老人医療給付費200万円の補正減です。 説明欄2の後期高齢者医療保険特別会計への繰出金ですが、事務経費の支出減額に伴うものです。 次の、6目医療福祉費388万8,000円の補正増です。 説明欄1の医療福祉事務費については、財源内訳の補正、2の医療福祉扶助事業は、マル福対象者の医療費助成の増額によるものです。</p>
藤田子ども福祉課長	<p>続きまして、3款 民生費、2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費でございますが、コード1 児童福祉事務に要する職員給与費につきましては、説明を省略させていただきます。 次に、コード2 児童福祉事務費につきましては、決算見込額の確定に伴い総額374万6,000円の減額補正をお願いするものがございますが、主に扶助費におきまして、母子生活支援施設利用者がいなかったことから50万9,000円の補正減、高等職業訓練促進費等扶助費におきまして、申請件数が少なかったことに伴いまして312万2,000円の補正減となっております。 次に、コード4 家庭児童相談事業につきましては、見込額の確定に伴い総額5万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。 次に、コード5 すこやか保育応援事業につきましては、県事業の廃止に伴い総額252万円の減額補正をお願いするものでございます。 次のページになりますが、コード6 子ども・子育て会議事業につきましても、見込額の確定に伴い総額3万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。 次に、コード7 子育て応援事業につきましては、出産子育て情報アプリ作成事業において、アプリの作成費用と5年間の管理費用を含めました長期継続契約としたことから194万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。 次に、コード8 多子世帯保育料軽減事業でございますが、これまで県の補助を受けて実施してまいりました、コード5の「すこやか保育応援事業」が廃止され、新たな県事業としまして、経済的負担の大きい多子世帯を支援することを目的に、保育料を軽減することにより、子どもを生み育てやすい環境づく</p>

	<p>りを推進する「多子世帯保育料軽減事業」を実施するため、730万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。</p> <p>次に、2目 児童措置費でございますが、コード2 児童扶養手当経費につきまして、決算見込額の確定に伴い総額982万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。</p> <p>次に、3目 児童福祉施設費でございますが、総額1億5,472万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。</p> <p>コード1 保育委託事業におきましては、3園が認定子ども園へ移行したことなど決算見込額の確定に伴いまして、民間保育所入所児童委託料1億3,737万円の減額補正をお願いするものでございます。</p> <p>続きまして、コード2 民間保育所補助事業におきましては、説明欄に記載のとおり、補助金ごとに増減はございますが、見込額の確定に伴いまして、総額1,735万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。</p>
信戸社会福祉課長	<p>続きまして3項 生活保護費 1目 生活保護総務費 957万8,000円の補正増をお願いするものでございます。補正の内容でございますが、コード1 生活保護福祉事務に要する職員給与費 50万6,000円の補正減をお願いするものでございますが、職員給与費につきましては説明を省略させていただきます。コード2 生活保護事務費において、過年度事業確定に伴う国県補助等返納金1,008万4,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>続きまして、2目 扶助費において、1,800万円の補正増をお願いするものでございます。更正医療等の医療費増に伴い医療扶助費の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>社会福祉課所管につきましては以上でございます。</p>
原健康増進課長	<p>続きまして、健康増進課所管の歳出について説明させていただきます。29ページ、下段の表をご覧ください。</p> <p>4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費に関しましては総額272万8,000円の補正減をお願いするものでございます。コード1 保健衛生事務に要する職員給与費に関しましては、説明を省略させていただきます。続きまして30ページをお開きください。</p> <p>コード2 保健衛生事務費に関しては168万9,000円の補正減をお願いするものであります。内訳としましては、臨時保健師の確保が出来なかったため4節 共済費、社会保険料26万7,000円と、7節 賃金 臨時職員賃金174万6,000円の減を、11節 需用費 消耗品費に関しましては災害時保健活動用救急用品類購入ため32万4,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>次に2目 予防費に関しましては、総額1,855万5,000円の補正減をお願いするものでございます。コード1、予防接種事業の内訳でございますが、13節 委託料 各種予防接種個別接種委託料1,863万9,000円の減を、20節 扶助費 各種予防接種個別接種費8万4,000円の増をお願いするものでございます。</p> <p>次に、3目 市民健康管理費に関しましては、総額969万5,000円の補正減をお願いするものでございます。コード1 母子保健事業費につきましては、372万8,000円の補正減をお願いするものでございます。</p> <p>内訳としましては、今年度妊娠届出数の減少のため13節 委託料 妊婦・乳児健診委託料は412万4,000円の減と、20節 扶助費 妊婦健康診査費35万5,000円の減を、養育医療費75万1,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>コード2 成人保健事業に関しましては、総額596万7,000円の補正減をお願いするものでございます。</p> <p>内訳としましては、12節 役務費 通信運搬費53万3,000円、13節 委託料は今年度11月の漏れ者検診後、受診者が下回っていたため再通知を行い、1月の再漏れ者検診を実施しましたが受診者が延びなかったため543万4,000円の補正減でございます。各種検診は以下のとおりでございます。</p>

	<p>次に4目保健センター管理運営費に関しましては、総額18万1,000円の補正減をお願いするものでございます。これは保健センター管理運営に要する職員給与費に関しすることですので説明を省略させていただきます。</p> <p>次に、5目小美玉温泉ことぶき管理運営費に関しましては、総額25万6,000円の補正減をお願いするものでございます。</p> <p>コード1小美玉温泉ことぶき管理運営に要する職員給与費に関しましては、説明を省略させていただきます。</p> <p>コード2小美玉温泉ことぶき管理運営費、4節共済費については、臨時職員の社会保険料4万7,000円の補正増をお願いするものでございます。健康増進課所管補正は以上でございます。</p>
菅谷学校教育課長補佐	<p>40ページをお開き願います。</p> <p>続きまして、教育委員会所管の歳出をご説明させていただきます。</p> <p>最初に、学校教育課・指導室・施設整備課所管の項目でございます。</p> <p>10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、48万5,000円の補正減でございます。</p> <p>説明欄1.教育長に要する給与費、2.職員給与費につきましては、職員給与費のため説明を省略させていただきます。</p> <p>3.庶務一般事務費は、21万1,000円の補正増をお願いするものでございます。内容でございますが、4節共済費は、臨時職員の労災保険料・雇用保険料の額の確定に伴い23万5,000円の減額、13節委託料は、小美玉市教育振興基本計画策定委託料の入札差金により28万円の減額、19節負担金補助及び交付金は、派遣指導主事3名分の給与費負担金に不足が生じるため72万6,000円の増額をお願いするものでございます。</p>
藤井学校教育課長補佐	<p>次に、コード4学務一般事務費の「中学校各種負担金」でございますが、75万6,000円の補正減でございます。</p> <p>こちらは、中学校スキー教室への参加生徒が減により補正減をお願いするものでございます。</p>
石田指導室長	<p>3目教育指導費 1教育指導研究経費につきましては、37万6,000円の補正増をお願いするところでございます。主な中身としましては小学校3年生に配布しております社会科副読本小美玉の2年の1度の改訂に伴う印刷製本費となります。</p> <p>次に、3適応指導教室関係経費は、33万6,000円の補正増をお願いするところでございます。これは、12月より指導室に教育相談員1名増員したことによる報酬分でございます。</p> <p>続きまして、5学校支援対策事業は、24万6,000円の補正減をお願いするところでございます。これにつきましては、学力向上支援ファイルを保管しているラックの購入につきまして今年度は不要になったためのものでございます。</p> <p>続きまして、6子ども環境改善支援事業5千円の補正増をお願いするところでございます。これは、スクールソーシャルワーカーの社会保険料となっております。</p> <p>7学校ボランティア活動事業で20万円の補正減をお願いするところでございます。コミュニティ・スクールの移行、学校ボランティアの謝礼が図書カードのみの謝礼になったことによる減額でございます。</p> <p>指導室所管は以上でございます。</p>
戸塚学校教育課長補佐	<p>続きまして、4目放課後子どもプラン推進費でございますが、「放課後児童対策事業」は、337万3,000千円の補正減で、主な内容といたしましては、指導員賃金が1,100万円の補正減、民間児童クラブへの補助金が762万7,000円の補正増でございます。これは、決算見込みによるものでございます。</p>

	次に、放課後子ども教室推進事業でございますが、コーディネーターへの賃金に不足が生じたため5万円の補正増をお願いするものです。
藤井学校教育課長補佐	次に、2項小学校費、1目学校管理費、コード1小学校運営経費、の「自動車借上料」でございますが、13万4,000円の補正増でございます。 こちらは、児童の怪我、急病等の緊急時送迎用のタクシー代で、年間支出見込額に不足が生じるため、補正増をお願いするものでございます。
中村施設整備課長	10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、3小学校情報教育関係経費につきまして、1,000万円の補正減です。 その内容は、14節 使用料及び賃借料として小学校パソコンの使用料の入札差金を減額するものです。
藤井学校教育課長補佐	次に、コード4保健衛生管理費の「教職員健康診断委託料」でございますが、15万円の補正減でございます。 また「児童心電図委託料」でございますが、こちらも15万円の補正減でございます。 こちら2件につきましては、事業完了に伴い支出額が確定したことによるものでございます。 次に、教育活動振興経費の「自動車借上料」でございますが、こちらは、事業完了に伴い、自動車借上料が確定したため、充当する財源の一部を基金繰入金から一般財源へ入れ替えるものでございます。
中村施設整備課長	次に、3目学校建設費、1小学校建設事業につきまして、1,420万円の補正減です。 これは、13節 委託料の実施設設計委託料として、現在の南中学校用地に新たに南小学校を建設するにあたり、予定していた用地測量業務が不要になったため540万円を減額し、また、基本構想策定業務委託料として玉里地区小中一貫校基本構想策定業務委託の入札差金880万円を減額するものです。
藤井学校教育課長補佐	続きまして、43ページになります。 3項中学校費、1目学校管理費、コード1中学校運営経費、の「臨時職員賃金」でございますが、267万9,000円の補正減でございます。 こちらは、生活介助員を必要とする生徒の減により、補正減をお願いするものでございます。
中村施設整備課長	同じく、3項中学校費、1目学校管理費、2中学校情報教育関係経費につきまして、118万8,000円の補正減です。 これは、14節 使用料及び賃借料として小学校同様、中学校パソコン使用料の入札差金を減額するものです。
藤井学校教育課長補佐	続きまして、コード4保健衛生管理費、の「生徒心電図委託料」でございますが、10万円の補正減でございます。 こちらは、事業完了に伴い支出額が確定したことによるものでございます。 次に、2目教育振興費、教育活動振興経費、の「自動車借上料」でございますが、財源の入替えをお願いするものです。
中村施設整備課長	続きまして、3目学校建設費、1中学校建設事業につきまして、1億3,000万円の補正減です。これは、15節 工事請負費として旧小川高校の改修工事における建設付帯工事費を減額するものです。 内容は、プール及びテニスコート改修並びに弓道場の解体及び渡り廊下設置工事の取り止め等によるものです。

菅谷学校教育課長補佐	<p>続きまして、4項 幼稚園費 1目幼稚園管理費につきましては、36万8,000円の補正減をお願いするものでございます。内容につきましては、幼稚園の管理運営に要する職員給与費のため、説明を省略させていただきます。</p> <p>学校教育課、指導室、施設整備課所管の説明は以上でございます。</p>
中村生涯学習課長	<p>続きまして、生涯学習課所管の補正予算についてご説明させていただきます。</p> <p>44ページをお開きください。</p> <p>5項社会教育費、各目の職員給与につきましては説明を省略させていただきます。</p> <p>2社会教育総務事務費124万3,000円の増額をお願いするものであります。</p> <p>内容といたしましては、1節、報酬、社会教育委員報酬16万円の減額をお願いするもので、これは今年度5回審議会を予定しておりましたが、4回の実施であったため、残額を減額するものであります。</p> <p>次に19節、負担金補助及び交付金で、県公民館連絡協議会負担金1万5,000円の減額をお願いするものであります。これは今年度から負担金の徴収がなくなったことから、減額するものであります。</p> <p>また補助金で各区公民館整備費補助金141万8,000円の増額をお願いするものであります。これは与沢公民館外6地区の公民館に対する補助金で、内訳は与沢百里公民館が内装の改修費、仲田宿公民館が屋根塗装工事、竹原坂下農村集落センターが軒天改修工事、二本松公民館、羽刈前公民館、栗又四ヶ上郷会館で借地料となっております。</p> <p>次に3社会教育活動総合事業、1節報酬でコスモスプロジェクト委員報酬1万円の減額をお願いするものであります。これは定数15名のところ、今年度10名であったため、5名分の支出の予定が無いためのものです。</p> <p>次に事業4青少年対策経費で、1節報酬、青少年相談員報酬23万円の増額をお願いするものであります。これは今年青少年活動度活動に出席が多かったために増額するものであります。</p> <p>次に事業6新入学児童用ランドセル購入事業145万4,000円の減額をお願いするものであります。購入費残を引いた額を計上したものであります。</p> <p>次に2目公民館費、3小川公民館施設維持管理費につきましては、地区集会施設維持管理基金から財源を入れ替えするためによるものです。</p> <p>5美野里公民館施設維持管理費、12節役務費、車検代行手数料1万円の減額、自賠責保険料2万8,000円の減額、任意保険料3万4,000円の減額、27節公課費、自動車重量税3万8,000円の減額については、いずれも美野里公民館で使用していた公用車が廃車になり、必要となくなったため減額をお願いするものであります。</p> <p>次に9玉里公民館事業費ですが、14節使用料及び賃借料38万2,000円の減額をお願いするもので、これは自然観察等のバスを利用したことから、自動車借上げ料34万7,000円、駐車場使用料1万9,000円、高速道路使用料1万6,000円をそれぞれ減額するものであります。</p> <p>次に4目やすらぎの里運営費、3やすらぎの里施設維持管理費で、手数料3万1,000円の減額をお願いするものであります。これはやすらぎの里まつり事業費が確定したことから細菌検査手数料2万3,000円、申請事務手数料8,000円をそれぞれ減額するものであります。また建物災害保険料につきましても、契約で3万6,000円の差が生じたため減額をするものであります。</p> <p>次に15節工事請負費、空調設備修繕工事96万2,000円の増額をお願いするものであります。これは書画棟の床置型のエアコンが使用不能になったための取替え工事であります。</p> <p>生涯学習課所管の補正予算につきましては以上となります。</p>

<p>金谷スポーツ振興課長</p>	<p>続きます、スポーツ振興課所管の補正予算についてご説明をさせていただきます。</p> <p>46ページをお開きください。</p> <p>10款 教育費・6項 保健体育費・1目の保健体育総務費、01保健体育事務に要する職員給与費は人件費ですので、省略させていただきます。</p> <p>次に、02保健体育事務費で21万円の補正増をお願いするものであります。</p> <p>内容といたしましては、4共済費で臨時職員退職に伴い14万5,000円の補正減、19補助金及び交付金で、体力づくり補助金35万5,000円の補正増をお願いするものであります。これは、全国大会等に出場したスポーツ優秀選手等に対する補助金の増によるものであります。</p> <p>次に、03体育振興活動経費で6万5,000円の補正減をお願いするものであります。これは、1月に予定していました歩く会の雨天中止に伴い不要額となったものでございます。</p> <p>次に、2目体育施設費、04農村環境改善センター施設維持管理費でございますが、7賃金で、作業員の出勤日数減に伴い5万円を補正減するものであります。</p> <p>次に、05玉里運動公園施設維持管理費でございますが、同様に7賃金で、臨時職員の退職に伴い、32万7,000円を補正減するものであります。</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p>
<p>真家学校給食課長</p>	<p>続きます、学校給食課所管の補正予算につきまして、ご説明いたします。</p> <p>47ページを願います。</p> <p>3目 共同調理場費につきまして、総額で250万2,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>説明欄1の職員給与費につきましては、説明は省略させていただきます。</p> <p>次に、説明欄4 小美玉市共同調理場運営経費 11節 需用費 266万6,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>需用費の内訳といたしまして、修繕料70万円につきましては、小美玉学校給食センター内の「電気式自動連続炊飯機の修理費」で、理由としましては消耗部品である電気回路の接触器などが磨耗していることから、部品の交換が必要なため、計上いたしました。</p> <p>つづいて、賄材料費196万6,000円につきましては、昨年9月以降の北海道などの台風の影響や長雨による日照不足による野菜の育成不良などの原因により、昨年10月以降、野菜価格の高騰や品薄状態がつづいたことから、給食献立の見直しや使用野菜を変更するなど、栄養基準を満たしつつ対応したところですが、約2日分にあたる食材費が不足となることから、今回補正増をお願いするものでございます。</p> <p>次に説明欄5 小美玉市共同調理場施設管理費 11節 需用費 修繕料29万9,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>内容といたしましては、小美玉学校給食センターの「蓄熱式蒸気発生装置」の「蓄熱ヒーター」の一部が磨耗していることから、交換・修理が必要なため、今回補正増をお願いするものでございます。</p> <p>学校給食課所管の補正説明は以上でございます。</p>
<p>中村施設整備課長</p>	<p>歳入・歳出に続いて繰越明許費ですが、5ページをご覧ください。</p> <p>10款教育費 2項小学校費 小学校建設事業において、1億3,331万9,000円の繰越です。その内容ですが、工事請負費として、小川南中学校校舎解体工事、竹原小学校外周道路整備工事及び竹原小学校用地拡張工事、同じく竹原小学校外周道路に係わる用地買収費及び物件移転補償費です。</p> <p>次に、3項中学校費 中学校施設管理費において800万円の繰越です。内容は、工事請負費として美野里中学校の配水管改修工事です。</p>

岩本委員長	<p>以上で説明が終わりました。議事進行の都合により11時15分まで休憩といたします。</p>
	<p style="text-align: center;">午前11時 6分 休憩 午前11時14分 再開</p>
岩本委員長	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。 これから質疑に入ります。 質疑は挙手によりこれを許します。</p>
小川委員	<p>4点教えていただきたいと思います。25ページ臨時福祉給付金事業ですが、1,800万円も減ということですがこの内容についてまずお伺いします。</p>
信戸社会福祉課長	<p>ただいまの臨時福祉給付金の減額補正についてございますが、こちらにつきましては3,000円の分の臨時福祉給付金それと遺族年金、障害年金受給者の臨時福祉給付金と2つの事業を合わせまして、昨年9月に補正のほうをお願いした事業でございます。当初、3,000円の臨時福祉給付金に関しましては8,500人を見込んでおりましたが、事業確定に伴い、当初見込んだ人数よりも少なかったため、こちらにつきましては減額補正を1,000人分お願いしたところでございます。</p> <p>また、遺族年金・障害年金の部分につきましては、高齢者向け事業に残余がでた場合にはそれらのほうに充当する旨の国からの指示がございましたので高齢者向け事業に残余があったために500人分すべてそちらのほうの事業に充当するというので、今回遺族年金・障害年金の部分につきましては1,500万円の補正減をお願いするところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
小川委員	<p>1,800万円ですね。今1,500万円と言いました。給付額の人員の減少ということでわかりました。ありがとうございます。</p> <p>続いて、28ページになるんですが、28ページの多子世帯保険料軽減事業補助金ですか730万3,000円についてお願いします。</p>
藤田子ども福祉課長	<p>こちらにつきましては、県の補助事業となっておりまして、その前のページのすこやか保育応援事業こちらが廃止になったことに伴いまして、まずは国のほうで制度として多子世帯の保育料の軽減をという国の制度が始まりまして、国の制度に伴ってある程度すこやか保育のほうでみていた保育料の軽減については、無償化されることになりました。それに伴いまして、県のほうで国の制度に上乗せするような形で、所得制限を国のほうでは低所得者約360万円程度と見込んでいるところを、その上、国のほうでは年収約640万円程度までの世帯に対して第3子については、保育料を無償化するというような上乗せの補助を県が実施したところでございます。それに伴いまして今回多子世帯保育料軽減事業のほうを実施するという形になってございます。以上でございます。</p>
小川委員	<p>ありがとうございます。県・国のほうの上乗せということで、それでこの多子世帯なのですが、何人以上が多子世帯なのでしょう。</p>
藤田子ども福祉課長	<p>今回の補助対象者となるのは、第3子以降ということになりますので、第3子以上いる世帯が多子世帯という形になってございます。</p>
小川委員	<p>ありがとうございます。</p>

	<p>続いて29ページ、生活保護扶助事業1,800万円ということで、これは医療扶助費ということなのですが、総額で8億3,269万4,000円ということで生活保護費ですね、医療扶助に占める割合というのは予算では、3億9,800万円ということなのですが、この生活扶助、住宅医療が多いわけなのですが、医療扶助はどの位になりますか。よろしくお願ひします。</p>
信戸社会福祉課長	<p>今回のこの医療費の補正も含めてで、よろしいでしょうか。</p>
小川委員	<p>はい、結構です。</p>
信戸社会福祉課長	<p>約20%、2割程度見込まれるかと思ひます。</p>
小川委員	<p>全体の2割ですか。</p>
信戸社会福祉課長	<p>はい。</p>
小川委員	<p>はい、分かりました。 次に、43ページの中学校建設費です。1億3,000万円建設付帯工事ということで、プール・テニス・それから弓道場他取り止めたということなのですが、その辺の説明をよろしくお願ひします。</p>
中村施設整備課長	<p>ただいまのご質問にお答えさせていただきます。この1億3,000万円の内訳といたしまして、先ほどプール改修等の説明をさせていただきましたが、プール改修につきましては、先日の一般質問の中で福島議員からもありましたとおり、今後プール教育というのはどうしていくのかということにつきまして、教育総合会議そういったところでも議題として取り上げております。そういったことを踏まえまして、今回の統廃合を契機にプールの1学校1プールというのは見直す必要があるのではないかというような、まだ確定ではないですが、そういったことを議論していく必要があるだろうということがございました。そういったことを踏まえて、この小川南中学校においては、小川高校のプールの傷みが酷いものですから改修してわざわざ使うのではなく、すぐ隣に今度移転した小川南中学校の跡地に小川南小学校が出来上がるわけですが、そこには小川南中学校が使っていたプールがございますので、そちらを改修いたしまして中学校と小学校とで共同で使っていこうということで、今回の小川高校のプールの改修は、取り止めをさせていただきました。それからテニスコートの改修ということも予算に計上していたわけですが、こちらにつきましては工事途中で先生方との協議によって、旧小川南中学校のテニスコートが十分使用できるため、あえて高校のテニスコートをそこまで綺麗にしてもらわなくてもいいだろうというような学校側の判断があったところでございます。それから渡り廊下の設置工事を取り止めたというお話をさせていただきましたが、こちらについては本日小川高校に行っていただくと分かるのですけれども、当初予定していたのは駐輪場から昇降口までに渡り廊下をかけたらどうだと計画していたわけですが、こちらについては、ほんとにわずかな距離なので、児童・生徒の皆さんには、そのあたりは少し我慢というか辛抱をしてもらってもいいのではないかというような判断にいたりまして、渡り廊下の改修というのを取り止めたところでございます。それからもう一つ大きいのが、弓道場の解体でございます。工事は弓道場を解体するということで予定していたわけですが、こちらにつきましては市政モニターから、なんとか弓道場を残していただけないかと、というのは市民の施設の一般開放に十分使えるのではないかという点であったり、今後の中学校教育の武道という分野で現在は、柔道であるとか剣道というのが主流になっておりますが、今後の可能性として弓道という武道を小川南中学校の一つの特徴として残しておいて、今後検討の余地を残してお</p>



	<p>くということがいいのではないかというような意見が交わされて、そういったもろもろの理由がございまして、ご説明申し上げた数々の改修等を取り止めたところでございます。以上でございます。</p>
小川委員	<p>詳細にありがとうございました。学校、市民の要望を踏まえて取り止めたということで了解をいたしました。以上で私の質問を終わります。</p>
信戸社会福祉課長	<p>ただいま、小川議員さんのほうから医療費の割合ということでご質問いただきましたが申し訳ございません、私、今間違っって2割と申し上げましたけれども、実際総扶助費の中の約半分を占めるというような状況でございます。訂正させていただきます。よろしく願いいたします。</p>
小川委員	<p>はい、ありがとうございました。</p>
植木委員	<p>4点ほど質問させていただきたいと思いますのでお願いいたします。 1点目が26ページ、元気わくわく支援事業についてですが、利用者数が増えたということで17万5,000円の増額ということですが、この17万5,000円のこの増額の人数分にするとなん人分になるのか、また増額する前はなん人分を用意していたのかお教えてください。</p>
磯介護福祉課長	<p>当初、予算を編成する際には305人で計算をしてございました。利用者305人×365日＝11万1,325本となりますが、実績でみますと1日あたり11人ほど増えている計算となります。先ほどの305人に11人を加え316名ほどとなっております。年間本数で言いますと11万5,376本くらいの本数となります。当初予算と実際の差が年間で4,051本ほどになりますので、それにヤクルトの単価40円をかけた金額である今回17万5,000円の補正をお願いしているところでございます。</p>
植木委員	<p>はい、分かりました。ありがとうございます。 続いて27ページ、民生費の中の児童福祉事務費ということで扶助費の中に、母子生活支援施設利用扶助費、また高等職業訓練促進費等扶助費ということがあって、これが財源の削減ということになっているのですが、その理由というのが利用者がいなかった、また申請者が少ないということなのですが、予定した数よりも少なかった理由っていうのを把握しているのかどうかお教えてください。</p>
藤田子ども福祉課長	<p>ただいまのご質問でございますが、まず母子生活支援施設利用扶助費のほうでございますが、こちらの施設利用の対象者はDV被害等があった方が施設のほうへ自立へのために施設の方へということで入所される費用となっております。例年そういったDV被害にあった方が入所されるというときのために、3ヶ月分、補正対応ができるまでの3ヶ月分について予算要求をさせていただいております、今回28年度につきましては現在1名、2名と出ているのですが、県立の母子施設へ入所されておりますので、そういった方については施設利用費がありませんで民間の施設の入所者はいなかったという状況で、今回減額をさせていただいております。また高等職業訓練促進費等扶助費につきましては、当初予算では6名程度見込んでおまして、今現在、今回の人数によりますと6名で12ヶ月になると延べ72人になるのですが、現在、延べで46人ということで平均すると3.8人、4人程度の申請があったという状況でございます、それ以外については今のところないということで、減額をお願いするものでございます。以上です。</p>

植木委員	<p>分かりました。ありがとうございます。この2点ともいずれはやはり必要事業かと思しますので、こういった予算の増減というのは入ってくるかと思うのですが、継続してしっかり対応していただきたいと思います。</p> <p>次に30ページ、保健衛生費に係ることで、保健衛生事務費の中の消耗品費ということで災害用ということだったのですが、内容を教えていただきたいと思います。</p>
原健康増進課長	<p>災害時の保健活動用救急用品としまして、救急用品の防災の達人というものを3ヶ所に、あとは訪問用の巡回ができるようなウエイバック、訪問用のバックなんですけれどもそれが3個、夜間でも見られるような電子血圧計が6個、医薬品が総体で6組で3万7,284円くらいになります。以上でございます。</p>
植木委員	<p>すみません。先に述べられた2点なんですけど、もう少し詳しく教えていただきたいと思えます。</p>
原健康増進課長	<p>これは最初の1つ目ですが、これは災害対策のオフィス用の救急用品セットで、20名分の救急用品を3ヶ所に置くというような形になります。怪我をした人とか処置が必要な人とか、そういう人の救急用品になってございます。2つ目のウエイバック訪問用活動用のバックというのは、保健師は災害時に避難所を巡回して健康相談、保健指導にあたるため、その時に必要な用具を背負ってでも歩けるようなバックとなっております。以上でございます。</p>
植木委員	<p>もう一度お聞きいたします。その3ヶ所の設置場所を教えてください。</p>
原健康増進課長	<p>現在のところは3保健センター、四季健康館、小川保健相談センター、玉里保健福祉センターに設置して、そこからそれを持ち出して救助に行くというような形を取る予定でございます。</p>
植木委員	<p>ありがとうございました。では最後の質問をさせていただきます。</p> <p>13ページ雑入の中なのですが、この中の児童手当返納金また児童扶養手当返納金とあるので、これについて詳細を教えてください。</p>
藤田子ども福祉課長	<p>ただいまの児童手当返納金、児童扶養手当返納金についての詳細でございますが、こちらについては過年度分に支払いをした児童手当及び児童扶養手当について、申請に基づく返納をいただくことができたときに返納していただくものでして、児童手当につきましては、扶養の開始時期の変更申請が本人から提出されまして、それによる1件の児童手当の返納をいただいたということになります。2万9,000円なのですが1,000円は科目措置として当初予算に上げておりましたので、実際のところ3万円の返納金があったということになります。続きまして、児童扶養手当につきましては一般市民の方から通告と言いますか、そういったものがありまして、その事実確認を行ったところ3件の児童扶養手当受給対象者ではないという確認がとれまして、その方3件の返納金となっております。こちらについても3件合わせて実質7万円でございます。それについては科目措置されていた金額ということで、そういった増額補正ということで上げさせていただいております。</p>
植木委員	<p>ありがとうございました。通告と言うか、そういったことで返納金まだ表にでない数もできてしまうのかなとは思いますが、それを調べるというのなかなか難しい部分かと思えますので、以上で質問を終わらせていただきます。</p>
岩本委員長	<p>他、質問ございますか。</p>

<p>幡谷委員</p>	<p>30 ページになります。4 款 衛生費の一番下段になります、ご説明欄 13 委託料、受診が伸びないという先ほどご説明がありました、再度 11 月にこちらの内容のほう流したいというお話をお聞きしました。今後それでも伸びないというところで、今後こういった施策を考えていらっしゃるのかご説明を求めます。</p>
<p>原健康増進課長</p>	<p>検診に関しては、やはり個人通知が十分に渡ると受診率も高くなるということもありますので個人通知の強化、それと子宮・乳がん検診の施設監視に関しましては、今年度は12月いっぱいまでで終わっていたものを、2月いっぱいまでに引き伸ばして実施して、少しでも受診者を多く受診できるようにという形で来年度は考えております。以上でございます。</p>
<p>幡谷委員</p>	<p>はい、分かりました。わたしも検診は受けなかった一人なのですが、なかなか普段の健康状態でわたしなんて大丈夫だろうと思う人が結構いると思うのですが、わたしもその一人なのですがお恥ずかしい話し、がん検診は早期発見が肝心ですので、是非よろしく願いいたします。以上です</p>
<p>岩本委員長</p>	<p>はい、他。</p>
<p>谷仲副委員長</p>	<p>着座のまま失礼いたします。わたくしのほうからはまず、こちら補正予算書の若いページから順にいきます。 まず 10 ページ歳入の部分、2 節 国庫負担金 子どものための教育・保育給付費負担こちらと、11 ページの同じく県負担金 子どものための教育・保育給付費負担この減額の部分でございますが、今回の補正は決算見込みに伴う補正というところでだいたい把握しております。ページおめくりいただきまして、28 ページ保育委託事業このところが減額になっておりまして、ここの出の部分の減額に伴う入りの減額というところで理解してよろしいかどうか、これを一つ確認させていただきます。</p>
<p>藤田子ども福祉課長</p>	<p>谷仲副委員長おっしゃる通りでして、こちらにつきましては歳入につきまして、子どものための教育・保育給付費負担金につきましては、保育委託事業へ充当するというものでございます。以上です。</p>
<p>谷仲副委員長</p>	<p>ありがとうございます。続きまして 12 ページ、これも入りのところの話なのですが、繰入金 教育活動支援基金繰入金の部分につきまして、この説明ですと基金繰入金から一般財源に変更するものという理解いたしました。その理由と詳細を含めてお願いします。</p>
<p>藤井学校教育課長補佐</p>	<p>それではただいまのご質問について、お答えいたします。まず、繰入金で 1,462 万円の支出の詳細を説明させていただきます。一つ目の小学校の教育活動振興経費でございますが、こちらは小学校5年生対象の自然教室の事業が完了し、自動車借り上げ料が確定をしたということで、その差額分52万円を一般財源へ戻すということでございます。それから二つ目の中学校の教育活動振興経費につきましては、北関東防衛局、市財政課との協議を重ねた結果、教育活動支援基金大会等参加時自動車借り上げ事業については、基金から充当することが困難であるという結論に達したため、財源を一般財源へ入れ替えるものでございます。以上でございます。</p>
<p>谷仲副委員長</p>	<p>ありがとうございます。続きまして 30 ページ、保健衛生事務費の臨時職員賃金の説明のところ臨時福祉士の確保ができなかったというところで、この臨時福祉士さんを確保する目的と配置先はどこを考えていたのかというのを、お聞きかせいただきたいと思えます。</p>

原健康増進課長	わたしの活舌が悪かったんだと思うのですがけれども、臨時保健師の確保です。保健師のほうは四季健康館のほうに配置を計画していましたが、在宅保健師会、ナースセンター、いろいろな看護協会、いろんなところにお声をおかけしましたが在宅保健師が見つからないという現状がございまして、やむおえず見つかった人員の中で手伝ってもらえるだけで実施したというような状況でございます。
谷仲副委員長	大変失礼をいたしました。ありがとうございます。それと最後ですが41ページをお願いします。適応指導教室関係経費の教育相談員報酬というところで、昨年平成28年12月から指導室に1名増員という説明をいただきました。この1名を増員する背景的な要因等を具体的にお話できる場所をお願いします。
石田指導室長	この教育相談員につきましては、スクールソーシャルワーカーのほうを主に担当して作りました。スクールソーシャルワーカー3名配置しておりますが、現在年間の相談件数が800件、900件という状況で学校のほうと対応しているのですが、なかなか指導室の職員だけではそこまで対応というのが回らないので、スクールソーシャルワーカーをより効率的に学校、あるいは幼稚園、保育所に向かわせるための連絡の整備、その辺を主な業務として担当をさせております。以上でございます。
谷仲副委員長	ありがとうございます。わたくしのほうでは以上になります。
岩本委員長	はい、他、質疑ございますか。大丈夫ですか。ないようですので以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。
各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
岩本委員長	ないようですので、討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第12号 平成28年度小美玉市一般会計補正予算（第8号）のうち文教福祉常任委員会所管事項について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
各委員	〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕
岩本委員長	異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
<b>議案第13号 平成28年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）</b>	
岩本委員長	続いて、議案第13号 平成28年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について議題といたします。執行部より、説明を求めます。
服部医療保険課長	議案第13号 平成28年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。1枚目をお開き願います。歳入歳出予算の補正、第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,078万円を減額し、歳入歳出それぞれ69億3,929万5,000円、診療施設勘定白河診療所の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ399万円を減額し

, 歳入歳出それぞれ1億4,937万1,000円とするものです。

5ページをお開き願います。

歳入の補正になります。

4款国庫支出金, 1項国庫負担金, 1目療養給付費等負担金は, 4,193万8,000円の補正減です。内訳は, 療養給付費負担金, 介護納付金負担金, 後期高齢者医療支援金負担金で, それぞれ実績見込み額を基に補正計上しております。

2目高額医療費共同事業負担金は, 792万円の補正増です。国保連合会への共同事業拠出金に充てるものですが, 拠出金の増額に伴うものです。

3目特定健康診査等負担金は, 95万2,000円の補正増で, 交付額決定によるものです。

次に, 2項国庫補助金, 1目財政調整交付金は, 4,971万9,000円の補正増です。

1節普通調整交付金は, 3,867万2,000円の補正減で, 内訳は, 療養給付費調整交付金, 介護納付金調整交付金, 後期高齢者医療支援金調整交付金で, それぞれ実績見込み額を基に補正計上しております。

2節特別調整交付金は, 8,839万1,000円の補正増で, 保健事業や白河診療所経費等を考慮して交付されるものです。

次に, 5款療養給付費等交付金, 1目療養給付費等交付金は, 1,444万4,000円の補正減です。これは, 退職被保険者に係る療養給付費の減額に伴うものです。

次に, 6款前期高齢者交付金, 1目前期高齢者交付金は, 214万6,000円の補正増です。要因は65歳以上の給付費が増えたことによるものです。

次に, 7款県支出金, 1項県負担金, 1目高額医療費共同事業負担金は792万円の補正増です。これも国庫負担金と同様に, 国保連合会への共同事業拠出金の増額に伴うものです。

2目特定健康診査等負担金は, 81万8,000円の補正増で, 国庫負担金同様に, 交付額決定によるものです。

次に, 1項県補助金, 1目財政調整交付金は, 3,010万7,000円の補正増です。これは, 療養給付費の実績見込み額から積算しております。

6ページをお開き願います。

次に, 8款共同事業交付金, 1目共同事業交付金は, 1,578万6,000円の補正減, 2目保険財政共同安定化事業交付金, 1億6,333万8,000円の補正減で, いずれも実績見込みからの減額補正です。

10款の繰入金, 1目一般会計繰入金は, 7,544万4,000円の補正増です。

1節の保険基盤安定繰入金, 424万4,000円の補正減で, 一般会計補正予算に計上した国・県負担金の減額に伴うものです。

2節の職員給与費等繰入金, 52万1,000円の補正減で, 歳出の事務費等の減額に伴うものです。

3節の出産育児一時金繰入金, 700万円の補正減は, 歳出の出産育児一時金の減額に伴うものです。

4節の財政安定化支援事業繰入金, 737万7,000円の補正減は, 交付税算入金額によるものです。

5節のその他一般会計繰入金, 9,458万6,000円の増額は, 歳出での保険給付費の補正増などの財源に充てるため, 一般会計から繰入するものです。

次に, 12款の諸収入, 1目一般被保険者第三者納付金, 644万1,000円の補正減。2目退職被保険者等第三者納付金, 59万9,000円の補正増。3目特定健康診査等納付金, 460万円の補正減。4目一般被保険者返納金, 12万3,000円の補正増, 5目退職被保険者等返納金, 1万9,000円の補正増については, それぞれ実績見込みによるものです。

続きまして, 7ページの歳出になります。

1款総務費, 1目一般管理費 32万8,000円の補正減は, 契約差金による委託料の減額です。

次の1款総務費, 1目運営協議会費, 23万7,000円の補正減は, 委員報酬等の減です。

次の1款総務費，1目趣旨普及費は，財源の入替補正です。

8ページをお開きください。

2款保険給付費，1項療養諸費，1目一般被保険者療養給付費 3,579万9,000円の補正増です。増額の要因としては，前期高齢者の被保険者に係る医療費の伸びが大きいことによるものです。

2目退職被保険者等療養給付費，4,386万9,000円の補正減については，退職被保険者等の減少により医療費の伸びが小さかったことによるものです。

3目一般被保険者療養費は，財源の入替補正です。

4目退職被保険者等療養費，59万1,000円の補正減についても，退職被保険者等の減少により医療費の伸びが小さかったことによるものです。

5目審査支払手数料，110万9,000円の補正減は，実績見込みによるものです。

9ページになります。

2項高額療養費，1目一般被保険者高額療養費，2,396万3,000円の補正増です。これも一般被保険者療養給付費と同様に前期高齢者の被保険者に係る医療費の伸びが大きいことによるものです。

2目退職被保険者等高額療養給付費，40万9,000円の補正減です。これも退職被保険者等療養給付費と同様に退職被保険者等の減少により医療費の伸びが小さかったことによるものです。

3目一般被保険者高額介護合算療養費は，財源の入替補正です。

次の4項出産育児諸費，1目出産育児一時金，1,050万5,000円の補正減と，10ページをお開きください。

5項葬祭諸費，1目葬祭費，40万円の補正減については，実績見込みによるものです。

次の3款 後期高齢者支援金等，1目 後期高齢者支援金，305万2,000円の補正減と，2目 後期高齢者関係事務費拠出金，1,000円の補正減，次の4款 前期高齢者納付金等，1目前期高齢者納付金，5,000円の補正増，11ページになります。

6款 介護納付金，1目介護納付金，162万7,000円の補正減については，それぞれ支出金額の決定によるものです。

7款共同事業拠出金，1目高額医療費共同事業拠出金 3,167万8,000円の補正増と，2目保険財政共同安定化事業拠出金 1億917万5,000円の補正減については，拠出金額の確定に伴うものです。

12ページをお開きください。

8款保健事業費，1目特定健康診査等事業費，220万8,000円の補正減です。内容は，特定保健指導のための臨時職員の勤務実績による人件費の減額，特定健診受診券等の郵便料の減額，それと契約差金による委託料の減額です。

次に，10款諸支出金，3目償還金，7,000円の補正増をお願いするものです。こちらは平成24年度に交付を受けた国民健康保険調整交付金のうち，東日本大震災に係る国保税減免額に変更があったことから，国に返納するものです。

3項繰入金，2目直営診療施設勘定繰入金，1,127万9,000円の補正増です。国庫の特別調整交付金及び県の財政調整交付金のうち白河診療所経費として積算された金額を繰出すものです。

続きまして，白河診療所になります。

18ページをお開き願います。

歳入の補正になります。

1款診療収入，1項外来収入の補正です。

1目国民健康保険診療報酬収入から，5目一般診療報酬収入まで，それぞれ実績見込み額を精査しまして，合計で650万円を減額補正するものです。

次の4款繰入金，1目一般会計繰入金は，1,174万4,000円の補正減となり，同じく，4款繰入金，1目事業勘定繰入金を1,127万9,000円補正増するものです。

次の5款繰越金，1目繰越金，297万5,000円の補正増は，前年度の繰越金です。

続きまして，19ページの歳出になります。

1款総務費，1目一般管理費，4万円の補正減です。内容は，臨時職員の社会

	<p>保険料と臨時嘱託医の報償金、あわせて25万円の減額。それと診療所維持管理費として、手すり取付けのための修繕料21万円の補正増です。</p> <p>次の2款医業費、2目医療用消耗器材費、30万円の補正減、3目医療用衛生材料費、350万円の補正減、4目委託検査費、15万円の補正減については、それぞれ実績見込みによるものです。</p> <p>説明については、以上です。</p>
岩本委員長	<p>これで説明が終わりました。12時になったのですが、議案第19号まで採決したいと思います。</p> <p>執行部の皆さまにおかれましては説明・答弁のほうは簡潔に、議員の皆さまにおかれましては、重要な部分にしていいただければ助かります。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑は挙手によりこれを許します。</p>
小川委員	<p>9ページの出産育児一時金1,050万5,000円の減額ということなんですが、内容についてお尋ねいたします。</p>
服部医療保険課長	<p>ただいまのご質問、出産育児一時金の内容でございます。こちら先日の福島議員からの議案質疑にもございました。内容としましては当初85人で見込んでおりましたけれども1月末現在で40人ということでございまして、3月いっぱいまででも60人くらいではないかという見込みで25名分減額ということで、一人当たり42万として25名分で1,050万5,000円の減額を計上させていただきました。</p> <p>以上でございます。</p>
小川委員	<p>分かりました。25名分ということで以上です。</p>
岩本委員長	<p>他、質疑ございますか。</p>
各委員	<p>〔「なし」と呼ぶ声あり〕</p>
岩本委員長	<p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>次に討論に入ります。</p> <p>討論はございますか。</p>
各委員	<p>〔「なし」と呼ぶ声あり〕</p>
岩本委員長	<p>ないようですので、討論を終結いたします。</p> <p>これより採決に入ります。</p> <p>議案第13号 平成28年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕</p>
岩本委員長	<p>異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<p><b>議案第14号 平成28年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）</b></p>	
岩本委員長	<p>続いて、議案第14号 平成28年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。</p> <p>執行部より、説明を求めます。</p>

服部医療保険課長	<p>議案第14号 平成28年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。</p> <p>歳入歳出予算の補正，第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ，883万1,000円を追加し，歳入歳出それぞれ4億5,884万9,000円とするものです。</p> <p>3ページをお開き願います。</p> <p>歳入の補正になります。</p> <p>1款 後期高齢者医療保険料，2目普通徴収保険料，1,083万1,000円の補正増です。これは，所得の変動等により，保険料の納付方法が特別徴収から普通徴収になった方の増額分です。</p> <p>3款繰入金，1目事務費繰入金，200万円の補正減は，歳出の総務費の減額に伴うものです。</p> <p>続きまして，4ページの歳出になります。</p> <p>1款総務費，1目一般管理費 180万円の補正減です。これは，後期高齢者の健診委託料の不要額を減額するものです。</p> <p>次の，2項徴収費，1目徴収費 20万円の補正減です。内容は，実績見込みから手数料を20万円減額するものです。</p> <p>2款 後期高齢者医療広域連合納付金，1目 後期高齢者医療広域連合納付金，1,083万1,000円の補正増については，被保険者の増加に伴う保険料額の増によるものです。</p> <p>説明につきましては，以上でございます。</p>
岩本委員長	<p>以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。</p> <p>質疑のある方は挙手によりこれを許します。</p>
各委員	<p>〔「なし」と呼ぶ声あり〕</p>
岩本委員長	<p>ないようですので，以上で質疑を終結いたします。</p> <p>次に討論に入ります。</p> <p>討論はございますか。</p>
各委員	<p>〔「なし」と呼ぶ声あり〕</p>
岩本委員長	<p>ないようでございますので，討論を終結いたします。</p> <p>これより採決に入ります。</p> <p>議案第14号 平成28年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕</p>
岩本委員長	<p>異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<b>議案第19号 平成28年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号）</b>	
岩本委員長	<p>続いて，議案第19号 平成28年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。</p> <p>執行部より，説明を求めます。</p>



議案第19号についてご説明いたします。

議案第19号 平成28年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたしますが、1枚目をお開き願います。

第1条でございます。

事業勘定の最入歳出予算の総額に最入歳出それぞれ6,401万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を最入歳出それぞれ36億1,254万1,000円とするものでございます。2項は省略させていただきます。恐れ入ります4ページをお開き願います。

それでは歳入についてご説明いたします。

1款 保険料，1項 介護保険料，1目 第1号被保険者保険料，1節 現年度分特別徴収保険料でございますが、対象者の増に伴いまして1億927万5,000円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして，2款 使用料及び手数料，1項 手数料，2目 地域支援事業手数料，2節 地域支援事業手数料でございますが、配食数の減少によりまして30万3,000円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして，3款 国庫支出金，1項 国庫負担金，1目 介護給付費負担金，1節 現年度分でございますが、これは決算見込額の確定に伴いまして、介護給付費負担金の補助対象経費の減額によりまして、336万2,000円の補正減をお願いするものでございます。その下でございますが、同じく3款 国庫支出金，2項 国庫補助金でございます。まず，1目 調整交付金，1節 現年度分についてでございますが、やはり決算見込額の確定に伴いまして、調整交付金の補助対象経費の減額により、2,163万9,000円の補正減，2目 地域支援事業交付金（介護予防事業），1節 現年度分については同じく決算見込額の確定に伴いまして、介護予防事業交付金の補助対象経費の減額によりまして、34万7,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして，3目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業），1節 現年度分については、包括的支援事業等の交付金の補助対象経費の減額によりまして292万7,000円の減，6目 介護保険災害臨時特例補助金，1節 介護保険災害臨時特例補助金につきましては、先の東日本大震災関係の補助金ですが、当初予算計上時は当補助金事業の実施が未定でしたが、この度、事業実施が決定し補助対象となるため、本市に避難している二人のうち、施設利用している一人分の食費・居宅費及び二人分の保険料、合わせて15万2,000円の補正増、以上をそれぞれお願いするものでございます。

続きまして4款 支払基金交付金，1項 支払基金交付金でございますが，1目 介護給付費交付金につきましては、介護給付費交付金の補助対象経費の減額に伴いまして253万円の補正減，その下，2目 地域支援事業支援交付金については、やはり交付金補助対象経費の減額によりまして38万9,000円の補正減，以上それぞれお願いするものでございます。事業確定による減額でございます。

続きまして5款 県支出金，1項 県負担金，1目 介護給付費負担金，1節 現年度分でございますが，介護給付費負担金のうち、やはり補助対象経費の減額によりまして348万9,000円の補正減をお願いするものでございます。

次の5ページのほうをご覧いただきたいと思いますが，5款 県支出金，2項 県補助金でございますが，1目 地域支援事業交付金（介護予防事業），1節 現年度分については，介護予防事業交付金の補助対象経費の減額によりまして17万3,000円の補正減，2目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業），1節 現年度分については，包括的支援事業等の交付金の補助対象経費の減額によりまして146万4,000円の補正減，以上をそれぞれお願いするものでございます。

続きまして，7款 繰入金，1項 一般会計繰入金でございますが，1目 介護給付費繰入金，1節 現年度分につきましては，介護給付費繰入金のやはり補助対象経費のこちらは増額によりまして290万5,000円の補正増でござい

す。その下2目 地域支援事業繰入金（介護予防事業），1節 現年度分については，介護予防事業繰入金の補助対象経費の減額によりまして17万3,000円の補正減，3目 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業），1節 現年度分については，包括的支援事業等への繰入金の補助対象経費の減額によりまして146万4,000円の補正減，5目 その他一般会計繰入金でございますが，繰入金の補助対象経費となる経費の減額によりまして1,004万7,000円の補正減でございます。いずれも決算見込額確定によりまして減額，あるいは増額をそれぞれお願いするものでございます。

9款 諸収入，3項 雑入，4目 雑入，1節 雑入につきましては，認知症予防教室個人負担金の減額として1万3,000円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして，歳出についてご説明いたします。恐れ入ります6ページをお開きいただきたいと思っております。

まず始めに，1款 総務費，1項 総務管理費，1目 一般管理費，コード2 一般管理費でございますが465万5,000円の補正減をお願いするものでございます。補正の内容でございますが，地域密着型サービス運営委員報酬については事業確定によりまして18万円の補正減，続いて共済費の社会保険料でございますが20万円の補正減，また賃金の臨時職員賃金でございますが22万5,000円の補正減でございます。これらにつきましては支出額の確定によるものでございます。続きまして委託料の高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委託料につきましては入札差金の405万円の補正減，以上をそれぞれお願いしたいと思います。

続きまして，1款 総務費，3項 介護認定審査会費でございますが，1目 介護認定審査会費，コード1 介護認定審査会費につきましては，介護認定審査委員報酬として54万円の補正減をするものでございますが，認定審査会は，1合議体，委員5名で組織され，現在3合議体15名の委員を委嘱し，毎月3合議体併せて7回ほどの認定審査会を開催していますが，そのなかで諸事情により欠席となってしまった委員延べ36人分に当たる報酬額をこの度，補正するものでございます。2目 認定調査等費，コード1 認定調査等費については230万7,000円の補正減をお願いするものでございます。補正の内容でございますが，役務費につきましては認定の際に必要な主治医意見書作成のための手数料が当初見込み申請者数より実申請者数が減少したことによりまして200万円の補正減，委託料の認定調査委託料につきましては，県外等遠距離地での委託調査が少なかったため30万円の補正減，使用料及び賃借料の駐車場料金については，7,000円の補正減をそれぞれお願いするものでございます。次の7ページでございます。

1款 総務費，4項 趣旨普及費，1目 趣旨普及費，コード1 趣旨普及事業につきましては，介護保険制度関連のリーフレット，パンフレットの作成完了したことに伴いまして13万5,000円の補正減をお願いするものでございます。その下2款 保険給付費，1項 介護サービス等諸費，1目 介護サービス等諸費，コード1 介護サービス経費については，主に地域密着型介護サービス給付費負担金，施設介護サービス給付費負担金の増額によりまして4,919万8,000円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして同じく2款 保険給付費，2項 介護予防サービス等諸費，1目 介護予防サービス等諸費，コード1 介護予防サービス経費でございます。これは7ページから8ページにかけてでございますが，地域密着型介護予防サービス給付費負担金等の減額によりまして1,235万7,000円の補正減をお願いするものでございます。8ページをご覧いただきたいと思っております。中段でございます。2款 保険給付費，6項 市町村特別給付費，1目 市町村特別給付費，コード1 市町村特別給付費でございますが，これは市独自の給付として居宅で生活する要支援・要介護者に対して，施設の特設浴室における入浴介護に要する費用でございますが，利用者の減によりまして52万6,000円の補正減をお願い

	<p>するものでございます。続いて2款 保険給付費, 7項 高額医療合算介護サービス等費, 1目 高額医療合算介護サービス等費, コード1 高額医療合算介護サービス経費でございますが, 給付費の確定に伴いまして1,360万円の補正減をお願いするものでございます。その下の次のページでございますが, 3款 地域支援事業費, 1項 介護予防事業費, 1目 健やかシニア事業費, コード1 健やかシニア事業でございますが, 157万8,000円の補正減をお願いするものでございます。補正の内容でございますが, 共済費の社会保険料が19万円の補正減, 賃金の臨時職員賃金が119万1,000円の補正減をお願いするものでございますが, いずれも主に募集していた臨時職員が4月から7月いっぱい4ヶ月間不在であったことなどによる不要額の減額でございます。委託料の介護予防教室送迎運転委託料につきましては, 教室開催時に送迎車両の利用者が少なかったことによりまして19万7,000円の補正減をお願いするものでございます。</p> <p>続きまして2目 いきいきシニア事業費, コード1 いきいきシニア事業でございますが, 委託料といたしまして32万1,000円の補正減をお願いするものでございます, いずれも事業確定に伴い不要額の減額をお願いするものでございます。</p> <p>3款 地域支援事業費, 2項 包括的支援事業・任意事業費, 1目 包括的支援事業費, コード2 包括的支援事業運営費でございますが, 150万6,000円の補正減をお願いするものでございます。減額の内容でございますが, 地域包括ケア会議の年度内終了に伴いまして委員報酬の6万円の補正減, また臨時職員の保険料及び賃金につきましては, 担当事務内容の割合率の変更等から社会保険料の27万円の補正減, 臨時職員賃金につきましては117万6,000円の補正減をそれぞれお願いするものでございます。この臨時職員の賃金に対応する職種としましては, 介護支援専門員(ケアマネージャー)の賃金です。</p> <p>続きまして, 2目 任意事業費, コード1 任意事業費でございますが, 配食サービス業務委託料で121万円の補正減でございます。</p> <p>次, 10ページになりますが, 家族介護用品支給事業費で48万9,000円の補正減, いずれも利用者の減による減額の補正でございます。</p> <p>続きまして, 4款 基金積立金, 1項 基金積立金, 1目 介護給付費準備基金積立金, コード1 基金積立金でございますが, 5,392万8,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>5款 諸支出金, 3項 介護保険災害臨時特例支出金, 1目 介護保険災害臨時特例支出金, コード1 介護保険災害臨時特例補助事業でございますが, これは歳入のところでお話しましたが, 東日本大震災の被害者で原発事故における福島旧非難区域から避難者が施設等のサービスを利用した場合の食費・居住費の補助となりますが, 当初予算においては当事業の継続が不明確であったため予算計上しておりませんが, この度の事業継続決定を受けて11万円の補正増をお願いするものでございます。以上でございます。</p>
岩本委員長	<p>以上で説明が終わりましたが, これより質疑に入ります。 質疑は挙手によりこれを許します。</p>
小川委員	<p>それでは1件よろしくお願ひします。 7ページの介護サービス経費なのですが, 地域密着型介護サービス給付費負担金は増えていると, 居宅介護サービス給付費負担金1億890万7,000円減っているというこの要因について, お伺ひいたします。</p>
磯介護福祉課長	<p>この要因につきましては, 特にこれといった要因はつかんでいないのが実情でございますが, 居宅サービス利用者が施設サービスを利用するようになったなど, 利用者の利用サービスの変更などによるものと考えております。</p>

小川委員	はい分かりました。居宅サービスが全然なくなってしまったという意味ではないんですね。
磯介護福祉課長	はい。
岩本委員長	はい、他。
谷仲副委員長	わたしのほうから1点だけお尋ねいたします。9ページ包括的支援事業運営費のところの臨時職員賃金、介護ケアマネジャー、少し上に上がりまして健やかシニア事業費の臨時職員賃金、そこの、なられる方がなかなか見つからないというのが現状でしょうかお願いします。
磯介護福祉課長	まず9ページ一番上の1目の健やかシニア事業費の中の臨時職員の賃金でございますが、これにつきましては、保健師あるいは看護師で募集をしていたところ、なかなかその職種の方の応募がなく、ようやく7月に看護師資格を持った方の応募がありまして面接の結果、その方を採用したという結果でございます。現状としては、保健師などを募集しても、なかなかないような状況でございます。その下の包括的支援事業運営費の中の臨時職員賃金でございますが、これにつきましてはケアマネジャーの賃金でございますが、ケアマネジャーにつきましても募集し、年度当初から職務についていただきました。このケアマネジャーにつきましては、介護保険の包括的支援事業のほうとサービス事業勘定の介護予防支援事業所関係の二つを担当していただいております。実際に事業開始した中で、包括的支援事業費の中の地域包括支援センター業務よりも、介護サービス事業勘定の業務のほうが増大し、比率的には地域包括支援事業費が20%、介護予防事業所サービス勘定が80%の割合で、社会保険料と臨時職員の賃金を支出させていただいております。以上でございます。
谷仲副委員長	状況のほう把握させていただきました。ありがとうございました。
岩本委員長	他、質疑ございませんか。 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。 次に討論に入ります。 討論はございますか。
各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
岩本委員長	ないようですので、討論を終結いたします。 これより採決に入ります。 議案第19号 平成28年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号） について採決いたします。 お諮りいたします。 本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
各委員	〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕
岩本委員長	異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。 以上で本委員会に付託された議案等の審査は全て終了しました。
その他	
岩本委員長	続いて、その他について何か今ここで協議すべきものがありましたら、挙手をお願いいたします。

木村委員	<p>スポーツ振興に関してなんですけれども、オリンピックの開催のときに、関係者とのキャンプ地としての受け入れのための受け皿作りを何かしているのでしょうかという点をお聞きしたいのですけれども。道のりを生かして積極的に活動していただいて是非誘致をと願うものがありますので、その辺お聞かせできればと思うのですけれどもお願いします。</p>
金谷スポーツ振興課長	<p>今、予定されているオリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致につきましては、市内の二つのゴルフ場のご協力をいただいて、ゴルフ競技のキャンプ地誘致ということで、手を挙げております。現在いろんな市町村で取り組みを行っておりますけれども、市といたしましては受け入れるための施設基準を満たしていないというところもございますので、その辺の関係を見ながら、誘致活動に努めていきたいというふうに考えております。以上です。</p>
木村委員	<p>分かりました。誘致したくても充実していないということで、出来る範囲で推進していただきたいと思います。以上です。</p>
岩本委員長	<p>他ございますか。</p>
幡谷委員	<p>1点だけ、お聞きします。平成29年2月に小美玉市の地域防災計画の見直しが行われました。その中で新たに在宅避難行動要支援者でをという言葉がでてきているわけなんですけど、これも福祉部にお聞きします。この名簿の整備というのは今現在できている状況なのでしょうか。</p>
信戸社会福祉課長	<p>今現在65歳以上の支援を必要とする方の名簿を、ほぼシステムのほうに入力しているような状況でございますが、まだ同意まではいたっていない状況ですので、新年度になってしまうかと思っておりますけれども、その方たちの同意をいただくというような方向で今現在進めているところでございます。以上でございます。</p>
幡谷委員	<p>その他の65歳以上の高齢者、他に障がい者というくりもあるかと思うのですが、それについてはその名簿にはまだ反映はされていないということでしょうか。</p>
信戸社会福祉課長	<p>障害者、それから妊産婦さんにつきましては、今後やはり個人的なところもあるということもございますので、手上げ方式で登録の方を入れていくような形で今考えているところではございます。以上です。</p>
幡谷委員	<p>分かりました。内容についてまた別の機会でお聞きしたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。</p>
岩本委員長	<p>他ございませんか。 ないようですので協議を終了させていただきます。 この後、午後1時半から市内視察を行います。車を用意してありますので、委員の皆さんは午後1時半に玄関前をお願いします。執行部の皆さんは現地のほうをお願いします。また行かれない方はここで散会いたします。副委員長にお渡しします。</p>
谷仲副委員長	<p>長時間に渡りましてのご審議ありがとうございました。以上をもちまして、平成29年第1回定例会文教福祉常任委員会を閉会といたします。</p>

	閉会 1 2 時 3 5 分
--	----------------